令和6年5月29日

機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会の設置について(案)

厚生科学審議会食品衛生監視部会

1. 設置の趣旨

各都道府県知事等から報告された機能性表示食品等の健康被害情報について、専門的見地等に基づいた対応を検討するため、厚生科学審議会食品衛生監視部会運営細則(令和6年月日、食品衛生監視部会長決定)第1条に基づき、食品衛生監視部会の下に「機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会」(以下「小委員会」という。)を設置する。

2. 組織等

- (1)小委員会は、機能性表示食品等の健康被害情報の内容に応じて、厚生科学審議会の委員、臨時委員、専門委員又は参考人をもって構成し、健康被害情報の評価等に関し学識経験を有するものとして部会長が指名する。
- (2)委員長は、食品衛生監視部会長の指名によるものとする。
- (3)必要に応じて、委員長の判断により、他の委員又は外部の有識者に意見を求めることができる。

3. 検討事項

以下の食品の健康被害情報に対して、食品衛生法上の措置の要否についての検討を行う。

- 機能性表示食品
- 特定保健用食品
- 栄養機能性食品
- ・ 医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品(生鮮食品を除く)

4. その他

- (1)小委員会の事務は、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課食中毒被害情報管理 室が行う。
- (2)その他小委員会の運営に必要な事項については、食品衛生監視部会長又は小委員会委員長が定める。